

平成 29 年 1 月 20 日
高齡施策担当部介護保険課

指定地域密着型サービス事業者等の指定更新について

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 12 および第 115 条の 21 の規定により、指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定更新について、下記のとおりとする。

記

1 区内指定地域密着型サービス事業者等

地域密着型通所介護

事業所名および所在地	運営法人	更新年月日	利用定員
デイサービス大きな柿の木 練馬区大泉学園町 6-12-6	株式会社ひかりケア	平成 29 年 2 月 1 日	9 名
デイサービスステ木な笑顔 練馬区平和台 4-23-22	株式会社 ケアサービス伊東	平成 29 年 2 月 1 日	10 名
デイサービスやまのや 練馬区春日町 2-11-22	ヒトナ株式会社	平成 29 年 2 月 1 日	10 名
東京ヘルスケア 機能訓練センター関町 練馬区関町北 1-17-6-101	有限会社 東京ヘルスケア 機能訓練センター	平成 29 年 2 月 1 日	10 名

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

事業所名および所在地	運営法人	更新年月日	利用定員
グループホーム東京練馬の家 練馬区春日町 4-6-3	医療法人社団長啓会	平成 29 年 2 月 1 日	18 名
はなまるホーム西大泉 練馬区西大泉 2-16-23	株式会社愛誠会	平成 29 年 3 月 1 日	18 名

2 区外指定地域密着型サービス事業者等

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

事業所名および所在地	運営法人	更新年月日	利用定員
健康倶楽部志木幸町 志木市幸町2-4-16	株式会社アイム志木	平成29年1月21日	18名